



宮 崎 県 公 報

令和2年4月2日(木曜日) 第94号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 1	頁
○生活保護法に基づく施術者の指定…………… (“) 1	
○有害興行の指定…………… (こども家庭課) 1	
○民有林の保安林の指定予定 (2件) …………… (自然環境課) 2	
○保安林の指定予定の通知 (4件) …………… (“) 2	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の宛先 人不明について…………… (“) 3	

○シルバー人材センター連合の業務拡大に係る業 種及び職種の指定…………… (雇用労働政策課) 3	
○道路の区域の決定…………… (道路保全課) 4	
○道路の区域の変更 (10件) …………… (“) 4	
○道路の供用の開始 (6件) …………… (“) 6	
○歳入の収納の事務の委託…………… (建築住宅課) 8	

公 告

○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請… (経・調・数課) 8	
○土地改良区の定款変更の認可…………… (農村整備課) 8	
企業局企業管理規程	
○企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程…………… 8	

告 示

宮崎県告示第 247号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年4月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
えびの薬局	えびの市大字上江1026番地2	令和2年3月1日
ひまわり薬局高鍋上江店	児湯郡高鍋町大字上江字西畑田8280番地3	令和2年3月1日

宮崎県告示第 248号

指定番号	種 類	題 名	製 作 ・ 配 給 会 社 名	指 定 年 月 日
1年-66	映 画	どすけべサラリーマン 快樂処世篇	深町組 <新東宝映画>	令和2年3月17日
1年-67	映 画	囀る鳥は羽ばたかない The clouds gather	フジテレビジョン <ティ・ジョイ>	
1年-68	映 画	ミッドサマー [ディレクターズカット版] (原題) MIDSOMMAR	ファントム・フィルム (アメリカ)	
1年-69	映 画	ナイフ・プラス・ハート (原題) UN COUTEAU DANS LE COEUR (KNIFE+HEART)	キノフィルムズ (フランス)	

指定理由 内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和2年4月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び施術所の名称	所 在 地	指 定 年 月 日
福留 成顕 (健明堂整骨院)	都城市南横市町8386-1	令和2年3月9日

宮崎県告示第 249号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

令和2年4月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 250号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和 2 年 4 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字宮浦字通山2275-13
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字通山2275-13（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 251号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和 2 年 4 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字市ノ川内3443-3（次の図に示す部分に限る。）、3443-4、3443-9
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字市ノ川内3443-3・3443-4・3443-9（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 252号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 2 年 4 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北川町川内名字小迫山 749-47（次の図に示す部分に限る。）、744-1、749-30
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 253号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 2 年 4 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 北諸県郡三股町大字長田字栗山 375-1、381-1、381-2、382-1、382-2、385-7、389、398-1、398-4、402-3、字福留3685、3686-1、3690
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 254号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和 2 年 4 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字三田井字徳源寺2470、2478-1、字下阿床2795、2796、2812、2813-1、2813-3、2814-1から2814-3まで、2819
- 2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字徳源寺2470・2478-1 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、字下阿床2795・2796・2812・2813-1・2814-1・2814-3・2819 (以上7筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 255号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年4月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字分城字田吹1318-5、1318-8、1382、1387-1、1387-2

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 256号

保安林の指定施業要件の変更予定(令和2年宮崎県告示第 194号)に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法(昭和26年法律第 249号)第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年4月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

西米良村役場

瀨砂哲弘

2 通知の要旨

(1) 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。

(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和2年宮崎県告示第 194号によること。

宮崎県告示第 257号

高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第45条において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、シルバー人材センター連合の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定した。

令和2年4月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定に係るシルバー人材センター連合の名称

公益社団法人宮崎県シルバー人材センター連合会

2 指定した業種及び職種並びに当該指定に係る市町村の区域

業種	職種	市町村の区域
01 農業	46 農業の職業	宮崎市、 都城市、 延岡市、
	78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	
09 食料品製造業	54 製品製造・加工処理の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	日南市、 小林市、 日向市、 西都市、 えびの市、 三股町、 国富町、 綾町及 び川南町
	76 清掃の職業	
	78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	
26 生産用機械器具製造業	76 清掃の職業	綾町及 び川南町
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	76 清掃の職業	
		78 その他の運搬・清掃・包装等の職業
45 水運業	41 居住施設・ビル等の管理の職業	綾町及 び川南町
	76 清掃の職業	
52 飲食料品卸売業	66 自動車運転の職業	綾町及 び川南町
	77 包装の職業	
	78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	
56 各種商品小売業	32 商品販売の職業	綾町及 び川南町
	39 飲食物調理の職業	
	41 居住施設・ビル等の管理の職業	
	54 製品製造・加工処理の職業(金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	
59 機械器具小売業	78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	綾町及 び川南町
	32 商品販売の職業	
	60 機械整備・修理の職業	
	76 清掃の職業	
60 その他の小売業	78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	綾町及 び川南町
	25 一般事務の職業	
	32 商品販売の職業	

	54 製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)
	78 その他の運搬・清掃・包装等の職業
70 物品賃貸業	76 清掃の職業
71 学術・開発研究機関	66 自動車運転の職業
74 技術サービス業 (他に分類されないもの)	78 その他の運搬・清掃・包装等の職業
75 宿泊業	78 その他の運搬・清掃・包装等の職業
76 飲食店	39 飲食物調理の職業
	40 接客・給仕の職業
	75 運搬の職業
	76 清掃の職業
	78 その他の運搬・清掃・包装等の職業
80 娯楽業	66 自動車運転の職業
	78 その他の運搬・清掃・包装等の職業
81 学校教育	66 自動車運転の職業
	78 その他の運搬・清掃・包装等の職業
83 医療業	36 介護サービスの職業
	39 飲食物調理の職業
	66 自動車運転の職業
	76 清掃の職業
	78 その他の運搬・清掃・包装等の職業
85 社会保険・社会福祉・介護事業	25 一般事務の職業
	36 介護サービスの職業
	39 飲食物調理の職業
	66 自動車運転の職業
	75 運搬の職業
	76 清掃の職業
	78 その他の運搬・清掃・包装等の職業
87 協同組合 (他に分類されないもの)	46 農業の職業
	76 清掃の職業
	78 その他の運搬・清掃・包装等の職業
92 その他の事業サービス業	41 居住施設・ビル等の管理の職業
	76 清掃の職業
	78 その他の運搬・清掃・包装等の職業
98 地方公務	25 一般事務の職業
	39 飲食物調理の職業
	41 居住施設・ビル等の管理の職業
	42 その他のサービスの職業

66 自動車運転の職業
78 その他の運搬・清掃・包装等の職業

(注1) 業種は、日本標準産業分類 (平成25年総務省告示第 405号) に定める中分類による。

(注2) 職種は、厚生労働省編職業分類 (平成24年3月改訂) に定める中分類による。

3 指定年月日
令和 2 年 4 月 1 日

宮崎県告示第 258号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

なお、関係図面は、令和 2 年 4 月 2 日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 4 月 2 日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
324	県道	札の元 佐土原 線	宮崎市佐土原町上田島 字井手神79 26番1地先 から同市同 町上田島字 八ヶ村3957 番1地先ま で	9.5~ 26.0	829.9

宮崎県告示第 259号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 4 月 2 日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 4 月 2 日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	219号	宮崎市佐土原町上田島 字前田4221 番1地先か ら同市同町 東上那珂字 馬場田 148 27番地先ま で	旧	8.3~ 58.1	3,663 .9
			宮崎市佐土	新	20.7~	118

			原町上田島 字前田4221 番1地先から同市同町 上田島字井 手神7926番 1地先まで		58.1	.1
--	--	--	---	--	------	----

宮崎県告示第 260号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 4 月 2 日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 4 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	221号	都城市高崎 町繩瀬字横 谷39番24か ら同市同町 繩瀬同字43 番1まで	旧	9.1～ 15.6	288.1
				新	13.1～ 18.4	287.4

宮崎県告示第 261号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 4 月 2 日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 4 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
12	県道	都城東 環状線	都城市五十 町4652番1 地先から同 市梅北町10 15番1地先 まで	旧	10.1～ 189.0	3,160
				新	10.1～ 155.9	3,160

宮崎県告示第 262号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 4 月 2 日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 4 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
22	県道	東郷西 都線	西都市大字 穂北字榎木 田3543番4 地先から同 市同大字同 字3534番1 地先まで	旧	9.9～ 10.8	22.8
				新	10.0～ 12.8	22.8

宮崎県告示第 263号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 4 月 2 日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 4 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
22	県道	東郷西 都線	西都市大字 穂北字榎木 田3543番15 地先から同 市同大字同 字3543番15 地先まで	旧	8.0～ 8.2	1.8
				新	8.0～ 10.2	1.8

宮崎県告示第 264号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 4 月 2 日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 4 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
40	県道	都農綾 線	児湯郡木城 町大字高城 字歩行坂下 1520番4地 先から同郡 同町同大字 同字1520番 1地先まで	旧	15.2～ 16.1	19.5
				新	34.4～ 49.4	19.5

宮崎県告示第 265号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 4 月 2 日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 4 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
44	県道	宮崎高 鍋線	宮崎市佐土 原町上田島 字今坂1205 番 4 地先から 同市同町 上田島字古 川2269番 1 地先まで	旧	5.7～ 42.8	1,747 .0
			宮崎市佐土 原町上田島 字樋之口12 番 2 地先から 同市同町 上田島字古 川2269番 1 地先まで	新	17.3～ 42.8	92 .7

宮崎県告示第 266号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 4 月 2 日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 4 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
44	県道	宮崎高 鍋線	児湯郡新富 町大字新田 字坂ノ上49 24番 4 地先 から同郡同 町同大字同 字4924番 4 地先まで	旧	12.1～ 20.3	49.9
				新	17.4～ 28.6	49.9

宮崎県告示第 267号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 4 月 2 日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 4 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
302	県道	高鍋美 々津線	児湯郡川南 町大字平田 字新通山49 58番 2 地先 から同郡同 町同大字同 字4958番15 地先まで	旧	7.9～ 14.3	96.2
				新	8.1～ 15.7	96.2

宮崎県告示第 268号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 4 月 2 日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 4 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
302	県道	高鍋美 々津線	児湯郡都農 町大字川北 字心見一元 16689番 3 地先から同 郡同町同大 字同字 166 89番 3 地先 まで	旧	10.5～ 10.5	25.0
				新	12.6～ 12.6	25.0

宮崎県告示第 269号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 4 月 2 日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 4 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
22	県道	東郷西 都線	西都市大字 穂北字榎木 田3543番 4	令和 2 年 4 月 2 日

地先から同
市同大字同
字3534番1
地先まで

宮崎県告示第 270号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 4 月 2 日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 4 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
22	県道	東郷西 都線	西都市大字 穂北字榎木 田3543番15 地先から同 市同大字同 字3543番15 地先まで	令和 2 年 4 月 2 日

宮崎県告示第 271号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 4 月 2 日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 4 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
105	県道	馬渡大 川原線	都城市高野 町権現国有 林 265林班 む小班から 同市同町権 現国有林 2 65林班ら小 班まで	令和 2 年 4 月 2 日

宮崎県告示第 272号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 4 月 2 日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 4 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
225	県道	八重原 延岡線	東臼杵郡門 川町大字川 内字上ノ鶴 2355番1地 先から同郡 同町同大字 同字2356番 1地先まで	令和 2 年 4 月 2 日

宮崎県告示第 273号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 4 月 2 日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 4 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
302	県道	高鍋美 々津線	児湯郡都農 町大字川北 字心見一元 16689番3 地先から同 郡同町同大 字同字 166 89番3地先 まで	令和 2 年 4 月 2 日

宮崎県告示第 274号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 4 月 2 日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 4 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
312	県道	木城西 都線	児湯郡木城 町大字椎木 字鍋田5362 番1地先か ら同郡同町 同大字同字 5362番1地	令和 2 年 4 月 2 日

先まで

宮崎県告示第 275号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

令和 2 年 4 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した 収納事務	委託先	委託期間
県営住宅に係る住宅使用料及び駐車場使用料	地銀ネットワークサービス株式会社 国分グローサーズチェーン株式会社 株式会社しんきん情報サービス 株式会社セイコマート 株式会社セブンイレブン・ジャパン 株式会社ファミリーマート 株式会社ポプラ ミニストップ株式会社 山崎製パン株式会社 株式会社ローソン	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規

企業局企業管理規程

企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和 2 年 4 月 2 日

宮崎県企業局長 井 手 義 哉

宮崎県企業局企業管理規程第 7 号

企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程

企業局会計規程(平成14年宮崎県企業局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(予算執行伺及び合議)</p> <p>第46条 予算を執行しようとするときは、その理由、金額、事業年度、予算科目、勘定科目、その他必要な事項を記載した書類を作成し、予算執行伺をしなければならない。ただし、次に掲げる経費に係るものについては支出命令書をもって、賃金については定数外職員の雇用に係る書類をもって、物品の購入又は修繕に係るものについては物品購入要求書又は物品修繕要求書をもって、現金の支出を伴わない経費に係るものについては振替伝票をもってこれに代えることができる。</p> <p>(1)~(9) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(請求書による原則)</p>	<p>(予算執行伺及び合議)</p> <p>第46条 予算を執行しようとするときは、その理由、金額、事業年度、予算科目、勘定科目、その他必要な事項を記載した書類を作成し、予算執行伺をしなければならない。ただし、次に掲げる経費に係るものについては支出命令書をもって、物品の購入又は修繕に係るものについては物品購入要求書又は物品修繕要求書をもって、現金の支出を伴わない経費に係るものについては振替伝票をもってこれに代えることができる。</p> <p>(1)~(9) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(請求書による原則)</p>

定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

令和 2 年 4 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

申請年月日	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和 2 年 3 月 13 日	特定非営利活動法人 Kinoko Japan	石井 栄津子	宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代 343 番地イ	この法人は、海外や日本国内に対して、きのこ資源を守る保全事業、きのこ栽培の指導やきのこ食文化の普及など国際協力・地域貢献・きのこ栽培技術普及に関する事業を行い、きのこに携わる方々の生活の向上に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、奈留土地改良区(串間市)から令和2年3月5日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 4 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

第52条 経費の支出は、債権者の請求書の提出を受けてしなければならない。ただし、次の各号に掲げるもの及び経費の性質により請求書を提出させることが適当でない認められるものについては、これによらないことができる。

(1)～(5) [略]

(6) 賃金

(7) [略]

(8) 次条第3号、第5号、第10号、第11号、第12号及び第13号に規定する資金前渡のできる経費
(資金前渡のできる経費の指定)

第53条 令第21条の5第1項第15号の規定により資金の前渡のできる経費は、次のとおりとする。

(1)～(8) [略]

(9) 賃金

(10)～(18) [略]

(資金前渡職員)

第54条 給与及び賃金は、別に定めるものを除き、次に掲げる職員に前渡する。ただし、当該職員が事故その他の理由により事実上その者の責任をもって事務を処理することができない場合は、支出命令者の指定した職員に前渡する。

(1)・(2) [略]

2 [略]

(前渡資金の精算)

第61条 資金の前渡を受けた者は、事務完了後又は帰庁後7日以内に資金前渡精算書に關係書類を添えて精算しなければならない。ただし、給与、報酬、報償費(物品の購入に係る経費を除く。)及び賃金で資金前渡額に対して精算額が同額であるものについては、当該給与等を支給された者から受領印を徴した書類に支払を完了した旨を記載し、記名押印して所属長の検印を受けることにより精算とする。

2・3 [略]

(物品の範囲及び区分)

第139条 この規程における物品は、その性質及び形状等により次の各号に掲げるものに区分する。

(1)～(6) [略]

(貸付け)

第173条 物品管理者は、その所管に属する物品を企業目的に添う場合又は企業業務に支障がない場合に限り、適正な価格で貸し付けることができる。ただし、公益上必要があるときは、他の地方公共団体その他公共団体又は私人に無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

(担保の提供の手続き)

第197条 [略]

2～6 [略]

7 指名債権を担保として提供しようとする者は、民法第364条第1項の措置をとった後、その指名債権の証書及び第三債務者の承諾を証する書類を収入徴収者に交付するものとする。

8 [略]

(亡失又はき損の報告)

第229条 [略]

2 [略]

3 前2項の規定は、法第34条で準用する自治法第243条の2第1

第52条 経費の支出は、債権者の請求書の提出を受けてなければならない。ただし、次の各号に掲げるもの及び経費の性質により請求書を提出させることが適当でない認められるものについては、これによらないことができる。

(1)～(5) [略]

(6) [略]

(7) 次条第3号、第5号、第9号、第10号、第11号及び第12号に規定する資金前渡のできる経費
(資金前渡のできる経費の指定)

第53条 令第21条の5第1項第15号の規定により資金の前渡のできる経費は、次のとおりとする。

(1)～(8) [略]

(9)～(17) [略]

(資金前渡職員)

第54条 給与は、別に定めるものを除き、次に掲げる職員に前渡する。ただし、当該職員が事故その他の理由により事実上その者の責任をもって事務を処理することができない場合は、支出命令者の指定した職員に前渡する。

(1)・(2) [略]

2 [略]

(前渡資金の精算)

第61条 資金の前渡を受けた者は、事務完了後又は帰庁後7日以内に資金前渡精算書に關係書類を添えて精算しなければならない。ただし、給与、報酬、報償費(物品の購入に係る経費を除く。)で資金前渡額に対して精算額が同額であるものについては、当該給与等を支給された者から受領印を徴した書類に支払を完了した旨を記載し、記名押印して所属長の検印を受けることにより精算とする。

2・3 [略]

(物品の分類)

第139条 この規程における物品は、その性質及び形状等により次の各号に掲げるものに分類する。

(1)～(6) [略]

(貸付け)

第173条 物品管理者は、その所管に属する物品を企業目的に沿う場合又は企業業務に支障がない場合に限り、適正な価格で貸し付けることができる。ただし、公益上必要があるときは、他の地方公共団体その他公共団体又は私人に無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

(担保の提供の手続き)

第197条 [略]

2～6 [略]

7 債権(現に発生していないものを含む。以下この項において同じ。)を担保として提供しようとする者は、民法第364条第1項に規定する質権の設定の通知又は第三債務者の承諾の取得の措置をとった後、その債権の証書又は第三債務者の承諾を証する書類を収入徴収者に交付するものとする。

8 [略]

(亡失又はき損の報告)

第229条 [略]

2 [略]

3 前2項の規定は、法第34条で準用する自治法第243条の2の2

項各号に掲げる行為をする権限を有する職員及び次条に規定する職員が、局に損害を与えた場合において準用する。

(賠償責任を有する補助職員の指定)

第 230 条 法第34条で準用する自治法第 243条の2第1項各号に掲げる行為をする権限を有する職員の事務を直接補助する職員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める職員とする。

(1) [略]

(2) 自治法第 234条の2第1項の監督又は検査 第 100条第1項又は第 101条第1項の規定により、契約担当者から監督又は検査を命ぜられた職員

別表第1の2(第47条関係)

支出負担行為の整理区分表

経費区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	説明	支出命令書等に証拠書類として添付する主な書類
1 報酬給料手当(退職手当を除く)	[略]	当該給与期間分	支給内訳書、集計表 所属別科目別集計表		支給内訳書、集計表 所属別科目別集計表
2 [略]					
3 共済費	[略]				
4 賃金	支出命令のとき	支出しようとする額	請求書、就労証明書、賃金内訳書、任用決定原議		請求書、就労証明書、賃金内訳書
5~22 [略]					

第1項各号に掲げる行為をする権限を有する職員及び次条に規定する職員が、局に損害を与えた場合において準用する。

(賠償責任を有する補助職員の指定)

第 230 条 法第34条で準用する自治法第 243条の2の2第1項各号に掲げる行為をする権限を有する職員の事務を直接補助する職員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める職員とする。

(1) [略]

(2) 自治法第 234条の2の2第1項の監督又は検査 第 100条第1項又は第 101条第1項の規定により、契約担当者から監督又は検査を命ぜられた職員

別表第1の2(第47条関係)

支出負担行為の整理区分表

経費区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	説明	支出命令書等に証拠書類として添付する主な書類
1 報酬	[略]	支出しようとする額	雇用承認書 就労を 確認できる書類		就労証明書 支給内訳書
2 給料手当(退職手当を除く)	支出命令のとき	当該給与期間分	支給内訳書、集計表 所属別科目別集計表		支給内訳書、集計表 所属別科目別集計表
3 [略]					
4 共済費	[略]				
5~22 [略]					

附 則

(施行期日)

1 この企業管理規程は、公表の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の企業局会計規程第46条、第52条6号、第53条9号、第54条、第61条及び別表第1の2の規定は、令和2年度以後の年度の予算による支出から適用し、令和元年度以前の年度の予算による支出については、なお従前の例による。

--	--